

当院の届出の内容		主な届出要件（施設基準）
情報通信	情報通信機器を用いた診療 （オンライン診療）	対面診療が可能な体制 厚労省の研修を修了した医師が担当 セキュリティ体制の整備 診療計画の作成と患者の合意形成
機能強化	機能強化加算 地域におけるかかりつけ医機能を 評価	他院受診状況・処方薬の把握と服薬管理 専門医への紹介体制 健康管理・保険福祉相談への対応 緊急時の対応方法の明示 かかりつけ医機能の院内掲示・ホームページでの明示 常勤医師が地域保健・福祉・行政サービスに関与していること
外来感染	外来感染対策向上加算 診療所における外来診察時の感染 防止体制を強化する	感染防止対策部門の設置 院内感染管理者の配置 感染対策マニュアルの整備と配布 年2回以上の院内感染対策研修の実施 感染対策カンファレンスへの年2回以上の参加 抗菌薬の適正使用体制の整備 発熱患者等の動線分離など空間・時間的な感染防止体制の確保 感染症から回復した患者への精密検査や専門医紹介体制の整備
連携強化	連携強化加算 地域医療の連携体制を強化し、災 害・感染症などの非常時にも継続 的な診療を提供できる体制を整え ている	・第二種協定指定医療機関であること 都道府県知事の指定を受ける必要あり ・災害・感染症対応体制を整える 備蓄・研修・マニュアル整備などの体制構築 ・オンライン診療・服薬指導体制を整える 通信環境・セキュリティ・職員研修の整備
医療 DX	医療 DX 推進体制整備加算	オンライン請求を行っていること オンライン資格確認を行う体制を有していること 医師が診察室等で電子資格確認により取得した診療情報・薬剤 情報を閲覧・活用できる体制 電子処方箋を発行する体制 電子カルテ情報共有サービスの導入・活用体制 マイナ保険証の利用率が一定基準を満たしていること
時間外 I	時間外対応加算 1 診療時間外でも再診患者からの問 い合わせに対応できる体制を整え ている	常勤職員（医師・看護師・事務職員等）による常時対応 やむを得ず対応できなかった場合でも、速やかに折り返し連絡 できる体制の整備 院内掲示・診察券への記載・文書配布などで対応体制を明示
地包加	地域包括診療加算	・以下の慢性疾患のうち2つ以上を有する患者が対象 高血圧症、糖尿病、脂質異常症、慢性心不全、慢性腎臓病、認 知症

		健康相談・介護保険相談・予防接種相談の掲示 長期投薬（28日以上）やリフィル処方箋への対応 要介護認定に係る主治医意見書の作成 介護支援専門員との連携体制の整備
がん疼	がん性疼痛緩和指導管理料	・担当医の要件 緩和ケアに係る研修を終了している医師 緩和ケアの経験を有すること 麻薬の効果・副作用の説明 疼痛時の臨時薬剤の使用方法的説明 治療計画の立案と継続的な管理 指導内容は診療録に記載
ニコ	ニコチン依存症管理料	禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務 専任の看護師または准看護師が1名以上配置 呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること 医療機関の敷地内が全面禁煙 禁煙治療を行っている旨を院内掲示 地方厚生局に施設基準の届出が必要
支援診 2	在宅療養支援診療所	連携する医療機関を合わせて3名以上の在宅医療担当医師 保険医または看護職員を指定し、緊急時の連絡先を文書で提供 連携医療機関と協力して往診可能な体制を確保 訪問看護ステーション等と連携し、訪問看護の提供体制を整備 他院との連携により病床を確保 連携医療機関全体で年間10件以上、自院で4件以上 連携医療機関全体で年間4件以上、自院で2件以上 地域ケア会議等への参加が望ましい
がん指	がん患者指導管理料	意思決定支援指針の整備（人生の最終段階に関するガイドライン等） がん診療経験のある医師と、がん患者看護経験のある専任看護師の配置 患者の心理状態に配慮した環境整備
電情	電子的診療情報評価料	他医療機関と連携し、電子的な送受信・閲覧が可能な体制 標準的な方法で情報共有できる体制 閲覧者名・日時などのアクセスログを1年間記録 標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境 厚労省標準様式による診療情報提供書の使用が望ましい
介保連	介護保険施設等連携往診加算	協力医療機関として施設と契約・指定されていること 24時間連絡体制を整備し、連絡先を施設に提供 往診体制整備（担当医氏名・担当日などを文書で施設に提供）

		施設との連携体制を構築・掲示（院内およびウェブサイト）
在医総管Ⅰ	在宅時医学総合管理料 1	患者の文書同意を取得 医学的管理計画の作成・記録 診療録への記載（訪問内容・指導内容・計画の進捗など） 単一建物診療患者数に応じて点数が細分化
在総	在宅時医学総合管理料	患者の文書同意を取得 医学的管理計画書の作成・記録 診療録への記載（訪問内容・指導内容・計画の進捗など） 単一建物診療患者数に応じた点数設定 ICT 診療（オンライン診療）を併用する場合は別区分で算定
神経	神経学的検査	・担当医の要件 神経系疾患の診療経験が 10 年以上ある医師 神経学的検査に関する所定の研修を修了していること 脳神経内科・脳神経外科・小児科を標榜している医療機関 上記の診療科において、常勤医師 1 名以上（または非常勤医師 2 名以上の組み合わせ）を配置 週 3 日以上・週 22 時間以上勤務していること
外後発使	外来後発医薬品使用体制加算	品質・安全性・供給体制などの情報を収集・評価し、採用を決定する体制が整備されていること 後発医薬品の使用割合が以下のいずれかに該当すること 調剤した薬剤のうち、後発医薬品を含む割合が 50% 以上であること 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を受付・支払窓口など見やすい場所に掲示 医薬品供給不足時に処方変更等の適切な対応が可能な体制を整備していること 処方変更の可能性とその説明を院内掲示していること 上記掲示内容を原則としてウェブサイトにも掲載
外在ベⅠ	外来・在宅ベースアップ評価料	対象職員の賃金改善を行う体制が整備されていること 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、地方厚生局長等に届出済みであること 1 日につき 1 回限り算定可能
酸単	酸素加算 単なる費用補填ではなく、医療の質と安全性を支える重要な制度的仕組みです。	前年 1 月～12 月の酸素購入実績に基づき、翌年度の診療報酬請求に使用する単価を算出

2025 年 8 月 1 日現在